

福井市障がい者活躍推進計画

機関名	福井市
任命権者	福井市長、福井市教育委員会
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
福井市における障害者雇用に関する課題	本市では、令和2年から令和7年までの5年間を計画期間とする、障害者活躍促進計画を策定し、取組を行ってきた。その結果、法定雇用率については、令和4年度から達成しており、令和6年度に関しても、法定雇用率が2.8%のところ、2.87%と達成している。 しかし、令和8年度には3.0%に引き上げられ、より一層の障がい者に対する雇用促進及び活躍推進が必要になることから、令和7年から令和12年までの5年間を計画期間として更新し、さらなる各種取組や体制の強化を行っていく。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】 当該年6月1日時点の法定雇用率以上 【評価方法】 毎年の障害者任免状況通報により把握・進捗管理を行う。
定着に関する目標	【定着率】 離職者を極力生じさせない 【評価方法】 毎年の障害者任免状況通報や人事記録を元に、定着状況の把握を行う。
キャリア形成に関する目標	【職務拡大】 障がい者が担当する職域の拡充 【評価方法】 毎年の人事異動情報により、把握を行う。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	○障害者雇用推進者として職員課長を選任する。 ○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員）を整備するとともに、組織外の関係機関（福井労働局、福井公共職業安定所、その他障がい者が利用している支援機関）と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理した上で、関係者間で共有する。 ○身体面・精神面に関する相談は職員課安全衛生室が窓口となる。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行う。

		○障がい者を対象とした就労支援オフィスを庁内に設置し、業務のサポートや一般就労に向けた支援を各関係機関と連携し行うことで、オフィスで働く障がい者職員が、民間企業や庁内各課へ就労を目指す、スキルアップの場を提供する。
	(2)人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者は国等の機関が関係する各種講習・セミナーを積極的に受講する。（例：障害者職業生活相談員資格認定講習） ○職員に対し、障がいに関する理解促進、啓発のための研修を実施する。（例：精神・発達障がい者しごとサポート研修会） ○障がい者に対する困難事例等がある場合、地域の就労支援機関と連携し、職場の上司や同僚に対し、対応のノウハウの共有や障がいに関する理解促進・啓発に努める。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出		
		○現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、原則として毎年度、アンケート等を活用した職務の選定について検討を行う。 ○その他定期的に面談等を実施し、障がい者と業務の適切なマッチングができているかの検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理		
	(1)職務環境	○障がい者については、配慮希望申出書に基づき面談を実施する。本人の承諾を得た上で、所属長と配慮事項を共有し、安心して働きやすく、長く定着できる職場環境となるよう、必要な措置を講じる。 ○異動等で職場環境が変わった場合やその他必要に応じて面談を実施し、職場環境の調整を行う。 ○なお、措置を講じるに当たり、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
	(2)募集・採用	○障がい者を対象とした正規職員、非常勤職員の採用募集について、障がい特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、積極的な採用に引き続き努める。 ○採用試験時には、申込者に対し、事前に試験時における配慮事項を聞き取り、出来る限り配慮することによって、受験しやすい環境づくりを行う。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定

		○個々の障がい者の状態や働き方に対応し、仕事と治療等との両立支援ができるような職場づくり、協力体制を推進する。
	(4) その他の人事管理	○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者を言う。）について、職務選定、職場環境、通院への配慮等に努める。 ○本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障がい特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。
4. その他		
		○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。 ○障がい者就労施設等における民需拡大のため、当該施設等が生産・加工・製作した物品の直売会としてセルフフェアやマルシェの開催など販売の場の提供を継続して実施する。